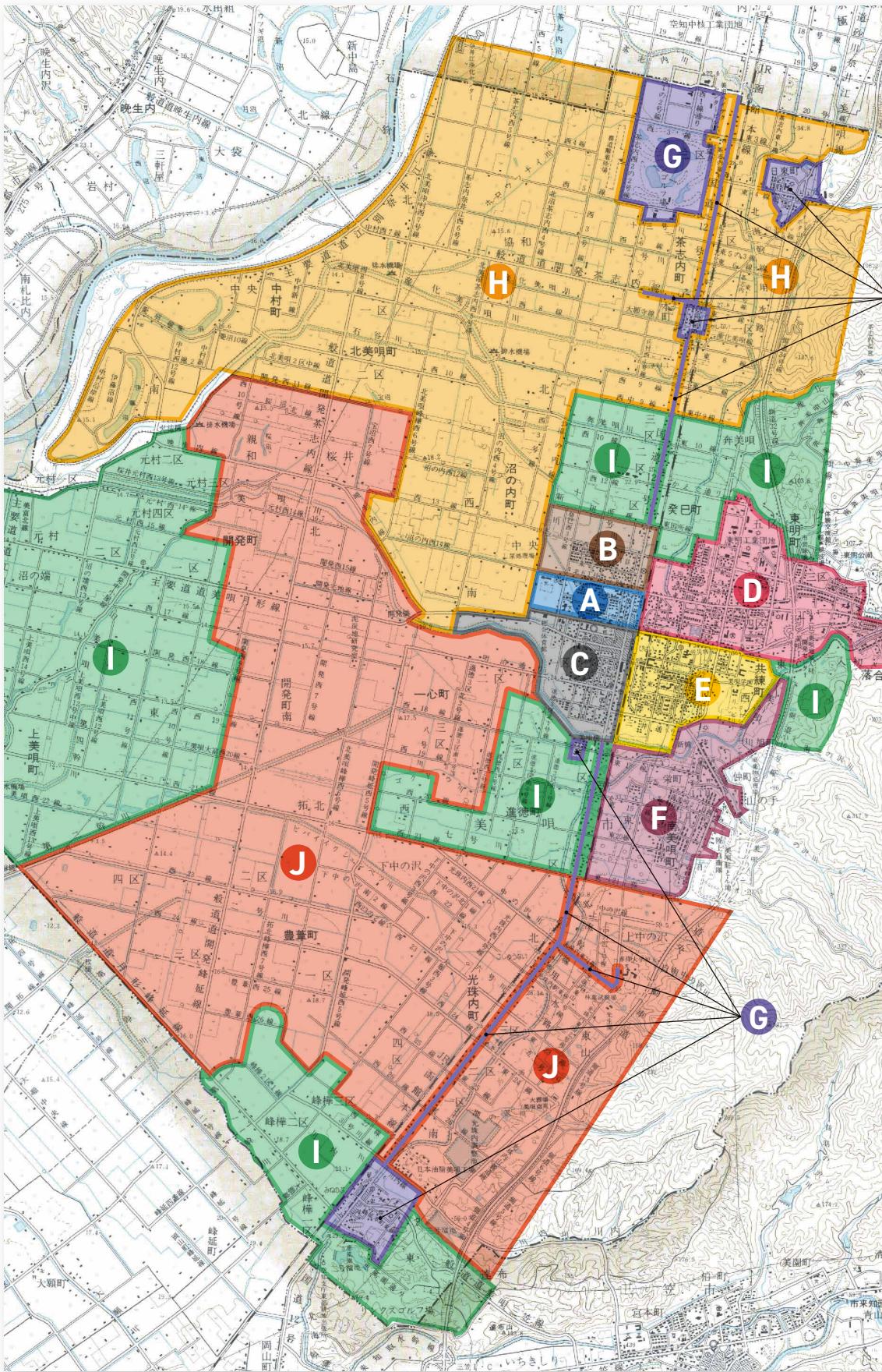


地区別収集曜日

ごみは指定の曜日に出すようにしましょう。

朝**8**時
までに出す！



ここから西側は
I

ここから東側は
D

地区別		生ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ		
					プラスチック製容器包装	紙パック・ダンボール・缶・ペットボトル	びん
		毎週	毎週	第2・4	毎週	第1・3	第2・4
A	JR函館本線から西側条丁目 北1～4丁目(昭和通り沿いを除く)	月・木	月	水	金	金	金
B	JR函館本線から西側条丁目 北5～9丁目	月・木	月	水	火	火	火
C	JR函館本線から西側条丁目 昭和通り両側から南7丁目まで	月・木	月	土	金	金	金
D	JR函館本線から東側条丁目 北1～11丁目(旭通り沿いを除く)、 東明、落合、盤の沢、我路	火・金	火	月	水	水	水
E	JR函館本線から東側条丁目 旭通り両側から南1～7丁目、共練町	火・金	金	木	土	土	土
F	南美唄町、進徳東、新橋団地	水・土	水	火	木	木	木
G	癸巳町～茶志内町の国道沿い及び一部の地区、 進徳町～峰延町の国道沿い及び一部の地区、 空知団地、日東町	水・土	土	金	火	火	火
農村地区		毎週	毎週	月1回	毎週	第1・3	第2・4
H	中村町、北美唄町、 茶志内町、沼の内町	水・土	木	第2土	月	月	月
I	峰延町、上美唄町、西美唄町、 共練町、進徳町、癸巳町、東明町	月・木	木	第3土			
J	開発町、一心町、 光珠内町、豊葦町	火・金	木	第4土			

※第1とはその月の1回目(1日～7日)、第2とは2回目(8日～14日)、
第3とは3回目(15日～21日)、第4とは4回目(22日～28日)、
第5とは5回目(29日～31日)にくる曜日のことをいいます。

※毎週行っている生ごみ・燃やせるごみ・容器包装プラスチック
ごみについては第5も収集をしています。また、日曜日以外の
祝日も収集をしています(年末年始を除く)。

(例) 令和7年5月の場合						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31